

指定避難所運営マニュアル編

はじめに

平常時に公民館や小中学校などとして使用されている施設を災害時に直ちに避難所として使用することは、多くの困難を伴います。

また、大規模災害発生時には行政機関が被災し、職員は各種の災害対応業務等に追われ、避難所の運営管理に当たることが困難になることが想定されます。

こうしたことから、安全な避難所を確保するためには、日頃から避難所についてハード面・ソフト面両面の整備を図り、災害発生時には避難者自身が自主的に避難所の運営を行うことができる体制を整備しておくことが必要となります。

このマニュアルは、避難所に関する基本的な考え方、避難所運営組織のあり方や活動内容をまとめ、女性の視点を反映した内容といたしました。

また、感染症への対応については現時点で必要と考えられる項目について追加しました。

本マニュアルが、自主防災組織等の地域住民の皆さん自らが、地域の避難所運営マニュアルの作成に取り組んでいただく際の一助となれば幸いです。

なお、その際には、それぞれの地域の置かれた社会的条件や地域の特性、実情についても十分考慮いただき、避難者それぞれの視点に配慮した運営が可能となりますよう配慮をお願いします。市では、地域防災力を向上させるために、地域の避難所運営マニュアルの作成支援を行っております。希望される場合は、市危機管理防災課にお問い合わせください。

「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の指定

1 経緯

東日本大震災では、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、被害拡大の一因ともなりました。

このため、災害対策基本法等の見直しが行われ、洪水や地震などの災害種別ごとに、災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間滞在し、生活環境を確保するための「指定避難所」を明確に区別し、指定することとされました。

2 上田市における「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の指定について

上田市では、従来64箇所指定していた広域避難場所を基本として、新たな施設などを加えて、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」を指定しました。

(1) 指定緊急避難場所（74箇所）

切迫した災害の危険から緊急的に避難し、身を守るために避難する場所(施設)

(2) 指定避難所（66箇所）(従来の広域避難場所に相当)

災害の危険性があり、避難した被災者や災害により家に戻れなくなった被災者等を一定期間滞在させるための施設

※ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができます。

3 災害種別と指定基準

	災害種別	指定基準
(1)	土砂災害 (崖崩れ、土石流、地滑り)	<ul style="list-style-type: none"> 原則、土砂災害警戒区域外にある場所(施設)を指定。 警戒区域内であっても、施設の構造や状況等により、指定する場合もあり。
(2)	洪水	<ul style="list-style-type: none"> 原則、浸水想定区域外にある場所(施設)を指定。 浸水想定深以上の階層がある施設は、指定する場合もあり。
(3)	地震	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準(昭和56年6月1日導入)に適合した施設を指定。 屋外にあっては、周辺に危険を及ぼす建築物等がないこと。
(4)	大規模な火事	<ul style="list-style-type: none"> 屋外にあっては、グラウンド等延焼を防ぐような広場を指定。 延焼等状況に応じて判断をする。
(5)	火山現象	<ul style="list-style-type: none"> 融雪型火山泥流による被害想定外にある場所を指定。

4 指定緊急避難場所の開設判断

避難場所	住所	災害種別 (対象となる異常な現象の種類)				
		崖崩れ、土砂災害、 地滑り	洪水	地震	大規模な火事	火山現象
〇〇小学校	上田市〇〇	○	×	○	○	○

上記の場合、土砂災害、地震、大規模な火事、火山災害時には、指定緊急避難場所となりますが、洪水の場合は、指定緊急避難場所にはしないことを意味しています。

指定緊急避難場所、指定避難所一覧

地域	指定避難所 (指定緊急避難場所も兼ねる) 【 】は指定緊急避難場所のみ		所在地	災害種別					指定避難所 も兼ねる 施設	備蓄 倉庫 併設
				土砂	洪水	地震	大規模 な火事	火山 現象		
上 田 地 域	1	信州大学繊維学部	常田3-15-1	○	○	○	○	○	○	
	2	上田東高等学校	常田3-5-68	○	○	○	○	○	○	
	3	東小学校	材木町1-10-13	○	× 校庭 ○校舎、体育館	○	○	○	○	
	4	第二中学校	大手1-1-45	○	× 校庭 ○校舎、体育館	○	○	○	○	○
	5	交流文化芸術センター (サントミュージゼ)	天神3-15-15	○	×	○	○	○	○	
	6	中央公民館	材木町1-2-3	○	× 屋外 ○建物内	○	○	○	○	
	7	清明小学校	大手2-4-41	○	○2階以上	○	○	○	○	
	8	北小学校	中央北3-1-52	○	× 校庭 ○2階以上	○	○	○	○	
	9	第三中学校	中央北3-3-62	× 西側市道側 ○その他	○	○	○	○	○	○
	10	西小学校	常磐城5-1-53	○	× 校庭 ○2階以上	○	○	○	○	
	11	西部公民館	常磐城5-4-34	○	×	○	○	○	○	
	12	上田城跡公園体育館 (上田城跡公園含む)	常磐城1-1-30	○	×	× 体育館 ○公園	○	○	○	
	13	城下小学校	諏訪形928-2	○	×	○	○	○	○	
	14	第四中学校	諏訪形1200	○	×	○	○	○	○	○
	15	上田千曲高等学校	中之条626	○	×	○	○	○	○	
	16	南小学校	中之条485	○	×	○	○	○	○	
	17	塩尻小学校	上塩尻219	○	×	○	○	○	○	○
	18	塩尻地区公民館	上塩尻253-1	○	×	○	○	○	○	
	19	上田西高等学校	下塩尻868	○	×	○	○	○	○	
	20	川辺小学校	上田原367	○	○	○	○	○	○	
	21	上田創造館(長池公園含む)	上田原1640	× 公園 ○2階以上	○	○	○	○	○	○
	22	川辺・泉田地区防災センター	福田30-4	○	○	○	○	○	○	
	23	【上田古戦場公園多目的グラウンド】	下之条330	○	×	○	○	○	○	
	24	TOTOKU(樹)トウク会館	大屋300	○	× 屋外 ○建物内	×	○	○	○	
	25	神川地区公民館・神川保育園	蒼久保1212-1	○	× 屋外 ○建物内	○	○	○	○	○
	26	神川小学校	国分1386	○	×	○	○	○	○	
	27	第一中学校	国分200	○	○	○	○	○	○	○
	28	【国分寺史跡公園】	国分1105	○	×	○	○	○	○	
	29	神科小学校	住吉386-1	○	○	○	○	○	○	
	30	第五中学校	上野441	○	○	○	○	○	○	
	31	上野が丘公民館	住吉378-1	○	○	○	○	○	○	
	32	【染屋台多目的グラウンド】	古里2033-1	○	○	○	○	○	○	
	33	上田染谷丘高等学校	上田1710	○	○	○	○	○	○	
	34	豊殿小学校	芳田968-1	○	○	○	○	○	○	
	35	農村環境改善センター	芳田1261-2	○	× 屋外 ○建物内	○	○	○	○	○
	36	塩田構造改善センター	富士山3349-1	○	×	○	○	○	○	
	37	東塩田小学校	古安曾1113	○	× 校庭 ○2階以上	○	○	○	○	○
	38	東塩田保育園	下之郷806-3	○	×	○	○	○	○	
	39	中塩田小学校	中野93	○	× 校庭 ○2階以上	○	○	○	○	
	40	塩田中学校	中野377	○	× 校庭 ○2階以上	○	○	○	○	○
	41	長野大学	下之郷658-1	× グラウンド北側 ○体育館	○	○	○	○	○	
	42	上田女子短期大学	下之郷乙620	○	○	○	○	○	○	
	43	塩田の里交流館(とっこ館)	手塚792	○	○	○	○	○	○	
	44	塩田西小学校	山田476-1	○	× 校庭 ○2階以上	○	○	○	○	

※長野県が管理する中小河川やダム下流河川の想定最大規模の降雨に基づく浸水想定区域図の公表(令和4年3月)を受け、災害種別による開設判断の可否を見直しました。

地区	指定避難所 (指定緊急避難場所も兼ねる) 【 】は指定緊急避難場所のみ		所在地	災害種別					指定避難所 も兼ねる 施設	備蓄 倉庫 併設
				土砂	洪水	地震	大規模 な火事	火山 現象		
上田地域	45	相染間(あいそめの湯)	別所温泉58	× 芝生広場 ○ 駐車場、施設	×	○	○	○	○	
	46	浦里小学校	浦野237	○	×	○	○	○	○	
	47	川西小学校	仁古田508	○	○	○	○	○	○	○
	48	第六中学校	小泉21-1	○	○	○	○	○	○	
	49	川西公民館	小泉863-1	○	○	○	○	○	○	
	50	室賀基幹集落センター・室賀健康増進センター	上室賀1432-1	×	○	× 基幹集落センター ○ 健康増進センター	○	○	○	
	51	下室賀コミュニティセンター	下室賀1877-1	× 駐車場 ○ 建物内	○	○	○	○	○	
丸子地域	52	西内小学校	平井1704	× 校舎 ○ 体育館、校庭(南側)	×	○	○	○	○	○
	53	鹿教湯温泉交流センター	鹿教湯温泉1434-2	×	○	○	○	○	○	
	54	【旧東内保育園一帯】 (東内グラウンド含む)	東内2570-1	○	○	× 園舎 ○ 園庭、グラウンド	○	○		○
	55	丸子中学校	上丸子1878	○	×	○	○	○	○	
	56	丸子中央小学校	上丸子824	× 校舎(北側) ○ 校舎(体育館側)、校庭、体育館	○	○	○	○	○	
	57	丸子修学館高等学校	中丸子810-2	×	○	○	○	○	○	
	58	【丸子ベルパーク】	中丸子1821-2	○	×	○	○	○		
	59	【丸子総合グラウンド】	御嶽堂1-1	○	×	○	○	○		
	60	丸子北中学校	生田3298	○	×	× 体育館(一部) ○ 校舎、校庭	○	○	○	
	61	丸子北小学校 (丸子北部グラウンド含む)	生田3556	○	×	○	○	○	○	○
	62	長瀬市民センター	長瀬2476	○	×	○	○	○	○	
	63	信州国際音楽村 (信州国際音楽村公園含む)	生田2937-1	○	○	○	○	○	○	
	64	塩川小学校	塩川1400	○	○	○	○	○	○	
真田地域	65	菅平高原アリーナ	菅平高原1223-87	○	○	○	○	○	○	○
	66	真田中学校	真田町長6326-1	○	×	○	○	○	○	
	67	真田中央公民館・真田体育館	真田町長7199-1	○	×	× 屋外 ○ 公民館、体育館	○	○	○	
	68	長小学校	真田町長4200-3	×	○	○	○	○	○	
	69	【真田運動公園グラウンド】	真田町長7220-1	○	×	○	○	○		
	70	傍陽小学校	真田町傍陽6035-1	× 体育館、校庭 ○ 校舎	○	○	○	○	○	
	71	本原小学校	真田町本原2175-1	○	○	○	○	○	○	
武石地域	72	武石小学校	上武石20	○	○	○	○	○	○	○
	73	築地原トレーニングセンター	武石上本入1710-1	○	○	○	○	○	○	
	74	【武石総合グラウンド】	上武石476-9	○	×	○	○	○		

記号の見方 ○：開設する、×：開設しない

(注1) 指定避難所のみ施設はありません。

(注2) 備蓄倉庫は記載の他に上田城跡公園管理事務所、丸子地域自治センター、真田地域自治センター、上平南公民館があります。詳細はP69を参照してください。

避難所開設・運営

1 災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所開設基準

市では、「上田市地域防災計画」に従い、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所の開設は次の内容により運用します。

災害の種別（風水害・地震）に応じて開設する指定緊急避難場所及び指定避難所を予め指定します。

風水害時

- ① 市が避難情報を発令するときは、指定緊急避難場所一覧のとおり、速やかに災害種別に応じ避難場所の開設を決定するとともに、その内容を住民に周知します。

地震時

- ① 震度5弱以上の地震が発生した場合、指定緊急避難場所一覧のとおり開設します。
- ② 「避難地（校庭や広場など）」と「避難施設（体育館など）」の使い分けを明確にし、地震時はまず「避難地」を開放します。「避難施設」は安全が確認されるまで、原則避難者の収容を行いません。
- ③ 自治会が管理する「第一次避難場所」についても「避難地」と「避難施設」の役割に応じた避難を行うものとします。

2 避難所運営委員会と市、施設管理者との関係

○ 避難所運営委員会（住民自治組織、自主防災組織、避難住民等）

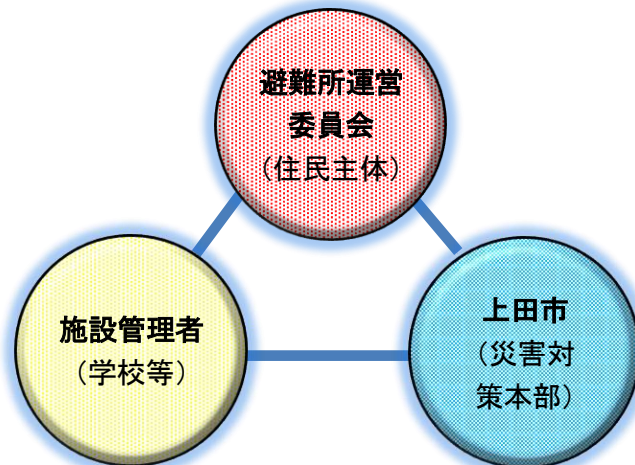
避難所内の自治会組織として活動します。避難生活を円滑に運ぶために、生活のルールを決め秩序維持を図ります。安心して避難生活を送れるように避難者自らが暮らしやすい環境を作るための住民主体の組織です。（詳細は P39 参照）

○ 施設管理者

施設機能維持のために、避難所運営委員会と協力して施設管理に当たります。

○ 上田市

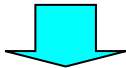
市は、指定避難所の管理運営者です。避難所運営委員会や施設管理者と連携して、避難所の環境改善を支援します。災害対策本部や防災関係機関との連絡調整や計画的な避難所の統合や閉鎖などを関係者と連携を取って円滑に進めます。



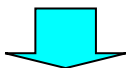
指定緊急避難場所及び指定避難所運営のフロー

開設(初動期) (発災～2日目)

- 避難情報が発令された時の避難は、開設する避難所を市災害対策本部（以後、「本部」という。）が指定します。
- 震度5弱以上の地震が発生した場合、指定緊急避難場所開設者(市)(各避難所に2人、以後、「開設担当職員」とします。)は指定緊急避難場所に参加し、校庭等を一時避難場所として開設します。体育館等への収容は、安全が確保されるまで原則行いません。



運営(安定期) (3日目以降)



閉鎖(撤収期)

【主な活動と役割】

①市（災害対策本部）

【風水害】

- ア 開設担当職員は、施設管理者の協力のもと、担当避難所に直行し、建物や正門等の開錠を行います。
- イ 避難所（建物）内に避難者を誘導・収容します。
- ウ 負傷者・要配慮者への対応を優先します。
- エ 避難所運営担当職員（以下、「運営担当職員」）は到着後、開設担当職員と引継ぎを行います。
- オ 避難者名簿の作成、物資の配布等を順次行います。

【地震】

上記【風水害】に以下の項目を行います。

- ア-1 校庭や駐車場等「避難地」で、施設管理者や自治会（自主防災組織）等の協力を得て待機させます。
- ア-2 避難所（建物）内の安全確認をします。
- ア-3 施設の安全が確保されたときは、避難所（建物）内に避難者を誘導・収容します。

②地域住民（自治会・自主防災組織）

- ア 市（災害対策本部）が行う活動に協力します。
- イ 避難所運営委員会の設置準備を進めます。

③施設管理者

- 市（災害対策本部）が行う活動に協力します。

【主な活動と役割】

①地域住民（自治会・自主防災組織・避難者）

- ア 住民主体の避難所運営委員会を設置します。
- イ 各部を中心にマニュアルに基づき、避難者の協力を得て避難所の運営を行います。
- ウ 避難者の数や要望などに応じて、適宜運営体制を見直します。

②市（災害対策本部）・施設管理者

- 避難所運営委員会の活動支援を行います。

【主な活動と役割】

①地域住民（自治会・自主防災組織・避難者）

- ア 避難者の生活再建に向けた支援（相談窓口の設置等）を行います。
- イ 避難所の縮小・統合・閉鎖に向け、市（災害対策本部）及び施設管理者と協議します。

②市（災害対策本部）、施設管理者

- 施設機能の回復（学校教育の再開等）に向け、避難所運営委員会と協議を進めます。

開設（初動期 発災当日～2日目）

1 開設時の活動と役割

避難所の開設は、体育館や校舎などの施設だけではなく、校庭などの指定緊急避難場所（避難地）の開設を含みます。

風水害の場合	市 (災害対策本部)	① 避難情報を発令するとともに、その際指定した指定緊急避難場所の開設を開設担当職員に指示するとともに、併せて運営担当部局に運営担当職員の派遣を指示します。 ② 開設担当職員は、指定緊急避難場所に参加し、危険箇所の把握を行うとともに、体育館等を開放します。 ③ 運営担当職員は到着後、開設担当職員と引継ぎを行い、避難者名簿の作成や物資の配布、避難者への情報提供等を順次行います。
	施設管理者	指定緊急避難場所に参加し、危険箇所の把握等施設管理を行うとともに、市（災害対策本部）が行う活動に協力します。
	地域住民 (自治会等)	① 自治会（自主防災組織）役員等は、指定緊急避難場所へ住民を安全に誘導・収容するとともに、市（災害対策本部）が行う活動に協力します。 ② 避難所運営委員会の設置に向けた準備を行います。
地震の場合	市 (災害対策本部)	① 市内に震度5弱以上を記録する地震が発生したとき、避難場所開設担当職員は、市（災害対策本部）の指示なく、指定緊急避難場所に参加し、校庭等を一時避難場所として開放するとともに、避難者を待機させます（以後、「地震の場合」は震度5弱以上の地震として扱います）。 ② 避難施設（体育館等）内の安全性を確認（応急危険度判定）したうえで、誘導・収容を行います。 ※以下、「風水害」に準じます。
	施設管理者	上記「風水害」に準じます。
	地域住民 (自治会等)	上記「風水害」に準じます。

※ 避難方法は、P12-14 参照

2 避難・参集基準

地震等の災害後、住民は各地区で相互に安否を確認し、避難が必要な場合、自治会などでまとまって避難するよう心がけます。自治会に加入されていない方は、御近所の方と協力して避難するようにします。避難は原則徒歩で行い、身体の不自由な高齢者や出産間近の妊婦、重度の障害者など身体的に移動が困難な者に限り自動車での避難を認めるものとします。

地元自治会は、住民の避難先施設において、整然と自主的に避難ができるように、訓練を通じて備えておくことが大切です。

3 施設の開放・開錠

○就業時間内

施設管理者	<p>① 校庭、体育館、校舎などを指定緊急避難場所として開放します。 なお、<u>地震時</u>は校庭等を開錠し、体育館等への避難者の施設収容は、応急危険度判定において安全が確認された後、本部の指示により行います。</p> <p>② 児童生徒の安全確保を図ることを第一とするとともに、施設への地元住民の避難についても、市の担当者が来るまでの間、可能な範囲で対応をすることとします。</p> <p>③ 学校の避難マニュアルをもとに児童生徒の避難誘導を行います。</p> <p>④ 予め避難者を収容する施設を決めておくものとします。</p>
-------	--

○就業時間外

市職員	開設担当職員又は施設管理者が開錠します。 <u>地震時</u> は校庭等の指定緊急避難場所の一時避難地を開錠します。
施設管理者	

4 観光客など他地域からの避難者への対応

他地域の住民、観光客や帰宅困難者の避難も予想されますが、地域住民の避難者と同様の対応をとることとします。

5 避難施設の点検と開設

(1) 施設の安全点検と避難者の一時待機

施設管理者の協力を得て、体育館等の施設の被災状況等を点検し、危険箇所がある場合は立入禁止とします。

地震時は、原則として応急危険度判定による点検を行い、安全を確認したうえで、避難者の施設への収容を行います。その間は、校庭などで一時待機（避難）します。

(2) 施設内の避難スペースの確保

施設管理者や避難者の協力を得て、体育館等の施設内の避難スペースを確保します。地震時には、落下物・散乱物等の除去を行います。

避難スペースには、最低限車いすが通れる通路幅（1.0m程度）を確保します。

*感染症対策時は2.0m以上

(3) 施設内への避難者の収容

○ 体育館が使用可能な場合

避難者を体育館へ誘導し、市（災害対策本部）へ避難者の状況（人数やけが人など）をその時点で把握できている範囲で報告します。

地震時は、原則として建築士による応急危険度判定により安全が確認された後、市（災害対策本部）からの指示を受けて避難者の収容を行います。

○ 体育館が使用できない場合

校舎等の安全点検の後、市（災害対策本部）の指示に従い、避難者を体育館以外の施設に誘導するとともに、市（災害対策本部）へ避難者の状況を報告します。

■ 利用する部屋の順番

- ① まず、体育館を開放します。
- ② 体育館が満員の場合、施設管理者と協議の上、授業の早期再開に配慮しながら、使用可能な教室等を開放します。

■ 利用できない部屋

校長室、職員室、事務室、理科室、図書室、コンピュータ室など

6 施設内への避難者の収容に際しての留意点

次の点を考慮するものとします。

- ① 地域コミュニティが維持形成できるように、極力、班や組などの単位で避難者を収容できるように配慮する。
- ② 特に配慮が必要な者（傷病者や高齢者、妊婦などがいる世帯など）は、特別教室等の別の部屋又は体育館の指定場所（トイレに近い場所など）に収容するなどの配慮をする。

7 負傷者への対応

軽傷者の場合は、施設管理者や避難者と協力して応急手当を行います。発災直後は、施設管理者や自治会（自主防災組織）の協力を得て、それぞれが保有する救急用品などを活用します。

重傷者がいる場合は、消防署・本部などへ連絡し医療機関への搬送を要請します。

また、市（災害対策本部）は、必要に応じて避難所となった施設に医療救護所を設置し、医師の派遣を要請します。

8 要配慮者への対応

必要に応じて部屋を用意します。

9 毛布、飲料水、食料の配布

市の備蓄倉庫にある備蓄物資を活用し、配布等は避難者の協力を得て行います。

また、発災直後は、施設管理者や自治会（自主防災組織）の協力を得て、それぞれが保有する毛布なども併せて活用します。

（備蓄物資の数量には限りがあり、特に発災直後は、すべての避難者に配布できない可能性がありますので、毛布や調理不要の食料等、非常持ち出し品（資料編 P68 参照）のリストを参考に、予め準備し避難の際に持参してください。）

10 避難所運営委員会各部の活動準備

自治会（自主防災組織）を中心に、避難所運営委員会の設置に向けて体制を整えるとともに、各運営部における活動内容や手順の確認など準備を始めます。

運 営（3日目以降）

1 避難所運営委員会の設置

避難所を円滑に運営するために避難所運営委員会を設置します。

予め定められた避難所運営委員会がある場合は、実際の避難者が構成員として参画するよう必要に応じ組織編成を見直します。

なお、女性用品の配布など配慮する点も踏まえ、男女共同参画の視点にも配慮し、女性の積極的な参画を進めます。

2 避難所運営委員会の役割と部の主な活動

避難所運営委員会は、避難者が安全で健康に配慮した避難生活を営み、迅速に生活再建を図ることを目的として避難所を運営します。

避難所運営委員会の組織は役員会、各部、避難者班から成り、それぞれの役割と部の主な活動は次に示すとおりです（下記は例示であり、必ずしもすべての部を設置しなければならないわけではありません。必要に応じて部を分割や統合、名称を決定し柔軟な対応を行ってください）。

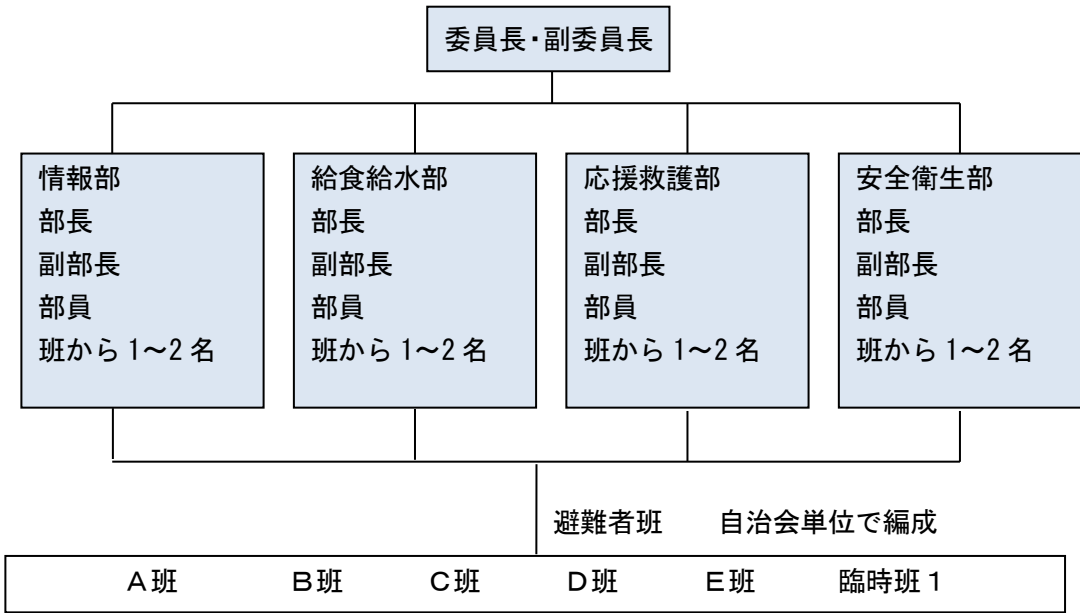
■避難所運営委員会の組織と役割

地区避難所運営委員会 (住民自治組織、自治会連合会、地区等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区全体の避難所の状況把握と連絡調整を行い、各避難所との情報共有を図ります。 ● 委員長、副委員長、各避難所運営委員長、委員等で構成します。万が一に備え、委員長の代替者を予め決めておくものとします。
各避難所運営委員会役員会 (指定避難所ごとに組織する)	<ul style="list-style-type: none"> ● 会を統括し、各部の活動調整を図り方針を作成します。 ● 委員長、副委員長、各部長及び副部長で役員会を構成し、原則として1日1回定期的に役員会議を開催します。
各部 *情報部 *給食給水部 *応援救護部 *安全衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ● 役割に応じた活動方針をつくり、避難者の協力を得て実施します。 ● 部長、副部長、部員（各避難者班からそれぞれ1～2名選出）から構成し、活動を円滑に行うために適宜、部会を開催します。
避難者班	<ul style="list-style-type: none"> ● 各部の活動に積極的に協力し、会の避難所運営に協力します。 ● 自治会などの一定の住民組織を単位に構成します。 ● 観光客や帰宅困難者などは一時的な臨時の班組織を形成し活動に参加します。

■各部の活動内容

部の構成	活動の内容
情報部	役員会議の事務局、名簿の作成管理、問い合わせ・呼び出し・生活情報の管理提供など
給食給水部	食料・水・生活物資の要請・調達・配布・管理、ボランティア受け入れ・配置、食料の炊出し・配布など
応援救護部	応急手当の支援、医療機関への搬送要請、災害時要配慮者支援、外国人への対応など
安全衛生部	施設管理、トイレ・ごみ・防疫への対応、ペットの管理など

3 避難所運営委員会の組織と構成



4 各部の活動

各避難所運営委員会に以下の部を編成し、活動します。

情報部（自主防災組織の情報班が担当）

(1) 役員会議の事務局業務

ア 役員会議の開催、資料作成、協議事項の整理などを行います。

役員会議は、原則として1日1回の定例開催とし、避難者、在宅被災者の確認、各運営部及び本部との活動調整、協議、方針決定などを行います。

イ 本部への連絡事項を整理し、定時連絡を行います。

(2) 班編成の要請

ア 自治会ごとに班を編成するよう要請します。自治会への未加入避難者は、30世帯を目安として臨時の班を編成するよう促します。

イ 班は班長、副班長及び避難者の特技や資格などを考慮して各部担当者（1～2人／部）を定めます。

ウ 班は、食料・日用品等の必要数の把握や配布のための情報集約・伝達の単位となります。

(3) 活動体制の周知

情報掲示板、チラシ、口コミなどにより活動体制の周知を図ります。

(4) 受付の設置

受付を設置し避難者の受け入れ、来訪者の入退室管理、避難者の外泊届けの受付などを行います。また、筆談ボードなどの情報交流手段を配備します。

(5) 避難者名簿の作成・管理

ア 避難者名簿の作成

避難所生活を円滑に営むために、避難者世帯名簿を班ごとに集計し避難者の名簿を作成します。車中避難者、テント避難者の名簿も作成します。避難者の入退出は、名簿上で管理します。

イ 在宅避難者名簿の作成

避難所において食料等の配布数を把握するため、食料などの配布機会を捉えて、在宅避難者の名簿を作成します。

ウ 名簿の管理

避難者などの名簿は文書及び電子データで管理し、避難所生活に関する使用以外には使いません。

(6) 車中避難者、テント避難者

車中避難者用自動車及びテント設営エリアを決めます。施設避難者と同様にトイレ清掃、ごみ出し等避難所運営ルールを守るように周知します。

(7) 避難生活ルールの周知

快適な避難生活を送るために、避難所での生活のルールを定め周知を図ります。

なお、避難施設内の起床時間や消灯時間などは、避難所運営委員会が定めます。

(8) 来客、問い合わせなどへの対応

避難所には、さまざまな人が出入りします。避難者の安全とプライバシー保護を守るために受付を一本化し、部外者がむやみに避難所に立ち入ることを抑制する必要があります。

ア 電話などによる問い合わせへの対応

内 容	対 応
電話のとりつき	電話の取りつきは行わず、避難者へ伝言を連絡します。
目的とする避難者がいるかどうかの確認	名簿と照合し伝達します。

※ 名簿で氏名の公表を避けている場合は伝達しません。

安否情報の確認は、できるだけ「災害伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言版」を活用するよう広報します。

イ 来客への対応

予め来客用面会場所を用意し、居室へは立ち入らないようにします。

ウ 取材への対応

取材者に「取材者用受付用紙」を提出してもらい、原則、避難所運営委員長が対応します。

エ 郵便物・宅配便の取次ぎ

受付を通じて避難者へ直接手渡します。不在の場合、受付で保管します。

(9) 相談窓口の設置

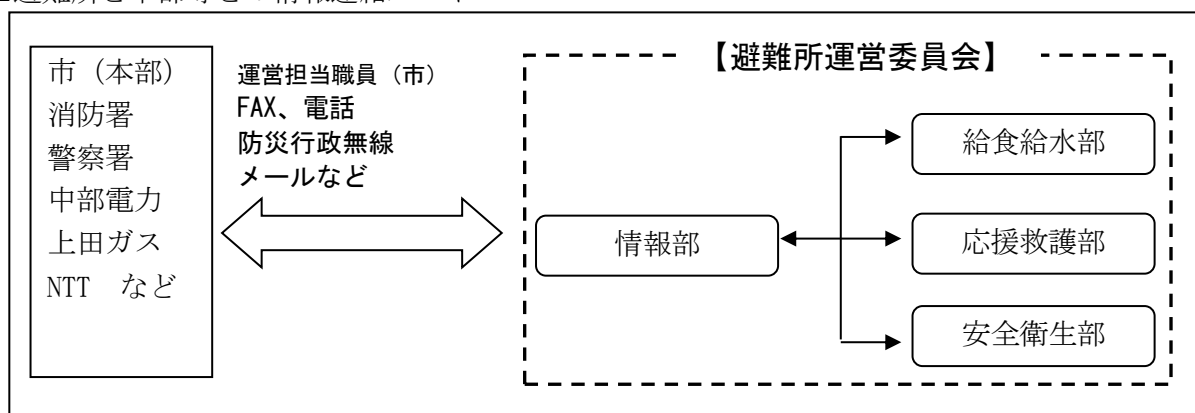
市（災害対策本部）などの協力を得て、避難者相談窓口、生活再建相談窓口などの設置場所を決め、避難者の生活相談に当たります。

(10) 本部等との情報連絡、生活情報の収集及び広報

ア 避難所と市（災害対策本部）など相互の情報連絡を一元的に管理します。

イ 市（災害対策本部）などと連携して生活情報を収集し、情報掲示板・チラシ・校内放送・ハンドマイク・ホワイトボードなどを通じて広報します。

■避難所と本部等との情報連絡ルート



給食給水部（自主防災組織の給食・給水班が担当）

（1）物資、食料等の調達及び市（災害対策本部）への要請

- ア 水道が使用できない場合、受水槽から飲料水を確保します。
- イ 班長の協力を得ながら、避難者の状況に応じて飲料水・食料・物資の必要量を調査し、市（災害対策本部）へ要請します。また、在宅避難者の状況についてもあわせて調査し要請します。

（2）物資、食料等の受入・配布・保管

ア 受入

物資、食料等は、市が管理する備蓄倉庫や応援協定等に基づき物資輸送拠点から各避難所に搬送します。各避難所に物資が到着次第、在庫管理ができるよう内容物や数量等を確認し、種類を分別し搬入します。

荷降ろし場所	校庭等の指定場所
保管場所	小体育館、図工室、多目的教室、その他

イ 配布

配布を行う場合には、配布ルールを決め、実施します。配布に当たって状況に応じて適切な方法により行います。

また、「物資管理簿」により物資を管理し計画的に配布を行います。

配布場所	校庭等の指定場所、その他
------	--------------

■配布のルール（「食料」以外）

原則	班を通じて配布します。
混乱が予想される場合	班長を通じて配布します。
在庫がある場合	配布窓口を設置して配布します。

■食料の配布

配布場所	指定した場所、その他	
配布時間	毎日定時	
配布方法	避難者（テント・車中含む）	班単位
	在宅避難者	自治会、班、隣組、個人
全員に配布できない場合のルール	最優先：未就学までの子ども、妊婦 優先：小学生、その他の要配慮者	
食物アレルギー等への配慮	事前に要望を把握します	

ウ 保管

物資、食料等の保管は、在庫管理ができるよう「物資管理簿」を作成し、種類ごとに整理しておきます。特に、食料については、食品の種類や保存方法、消費期限ごとに整理しておきます。

また、保管場所の衛生管理にも注意します（カビや害虫、ねずみ等の被害）。

（3）炊出しの実施

状況が整いしだい校庭等において、炊出しを実施します。

(4) ボランティアの需要把握及び派遣要請

各部で必要なボランティアの需要を把握し、災害ボランティアセンター（上田市社会福祉協議会）へ要請します。

(5) ボランティアの受付及び配置

ア 派遣されたボランティアについて名簿を作成し管理します。

イ 直接来訪したボランティアは、災害ボランティアセンターで登録するよう案内します。

応援救護部（自主防災組織の避難誘導班、救出・救護班が担当）

(1) 応急手当の支援

ア 自主防災組織で保有する救急用品などを活用し、避難者と協力して軽傷者への応急手当を行います。

イ 必要に応じて市（災害対策本部）へ医薬品の調達を要請します。

(2) 救護班の派遣要請

ア 必要に応じて市（災害対策本部）へ救護班の派遣要請を行います。

イ 保健室などを活用し、救護室を開設します。

(3) 医療機関への搬送要請

医療機関へ搬送が必要な場合、消防署・市災害対策本部等へ搬送を要請しますが、緊急時は必要に応じて避難者などが所有する自家用車などを活用し医療機関へ搬送します。

搬送先の医療機関情報は市（災害対策本部）から情報を入手します。

(4) 要配慮者への支援

ア 要配慮者に配慮した生活環境をつくるため、要配慮者の移動介助を行うとともに、筆談ボードやコミュニケーションボード、ホワイトボードなどを活用します。

イ 聴覚障がい者や視覚障がい者などは、同一障がい者同士の結びつきも強く、コミュニケーションが図りやすいこともあり、1か所の避難所を決めてまとまって避難することも要望を聞ききながら検討します。

ウ 市（災害対策本部）及び社会福祉協議会などへ介助ボランティアの確保を要請します。

エ 必要に応じて、市が協定を締結している高齢者や障がい者などの福祉施設への緊急受入を本部へ要請します。

オ 必要に応じて、日本語のよくわからない外国籍避難者に対応するため、語学ボランティアの確保を市（災害対策本部）へ要請します。

カ 必要に応じて、外国籍避難者の食事や宗教に配慮します。

(5) エコノミークラス症候群・生活不活発病の予防

避難者の健康維持のため、時間を決めて一斉に運動やマッサージ指導を行います。

安全衛生部（自主防災組織の消火班が担当）

（1）危険箇所への対応

施設管理者と協力して、ガラスの破損や壁の剥落など避難上の危険箇所を調査し、危険箇所の解消又は立ち入りを制限します。

（2）要配慮者向け居住スペースの確保

予め体育館の指定場所及び特別教室などに要配慮者向け居室スペースを確保します。

（3）トイレの設置

ア 既設トイレの活用

上下水道が機能している場合は、体育館や校舎のトイレを活用します。

断水している場合は、トイレの各ブースで簡易トイレを使用します。また、プールの水をバケツ等に汲み置き使用します。

イ 仮設トイレの設置

不足する場合は、市（災害対策本部）へ調達を要請します。

簡易トイレ又は仮設トイレは、高齢者や障がい者、女性などの使用に配慮した場所に設置するものとします。

（4）プライバシーの確保

ア 男女更衣室及び授乳室を設置します。

イ 間仕切り板などを用いて可能な限り避難者のプライバシーを確保します。

（※ 間仕切り板は、市（災害対策本部）へ調達を要請します。また、既存のパネル、段ボール等を用いて作成し、応急的に使用することも考えられます。）

（5）利用スペースの確認・再配置

運営担当職員や施設管理者と協議しながら避難者への使用確認をするとともに、必要に応じ再配置する。

（6）衛生管理

ア 食品の衛生管理

食品の衛生管理を徹底するために、次の事項を実施します。

- ①手洗いの励行 ②消費期限、賞味期限の管理 ③生ごみの適正処理
- ④避難者へ食品衛生に関する情報の提供

イ トイレの衛生管理

トイレは、毎日午前と夕方2回清掃します。

ウ 避難者居室の清掃

エリアごと、教室ごとに清掃当番を設け、避難者が相互に協力して清掃を行うよう要請します。

エ ごみ処理

ごみ集積場所及び分別方法を広報します。

(7) ペットの飼育

- ア 避難居室内へのペット（犬、猫、小鳥等の小動物）の持ち込みを禁止します。ただし、盲導犬、介助犬、聴導犬は除きます。
- イ ペットを連れてきた避難者には、「避難所ペット台帳」に記入してもらい、飼育ルールを周知します。
- ウ ペットはケージ内に入れ（あるいはリードで繋ぎ）、指定場所において飼い主が責任を持って飼育するようにします。

(8) 冷暖房器材等の調達・設置要請

市（災害対策本部）へ冷暖房器材、洗濯機など必要な器材の調達・設置を要請します。

(9) 自動車での避難（P12 参照）

自動車での避難は原則要配慮者のみに限定し、自動車で避難してきた場合は、自宅などの駐車場へ置いてくるよう所有者へ要請します。

5 避難生活の長期化に伴う留意点

避難生活が長期化した場合、各部は次の点に留意して活動します。

部	活動の留意点
情報部	<ul style="list-style-type: none">① 生活のルール等必要な見直しを図ります。② 市（災害対策本部）と協力して生活再建に係る情報収集と広報を実施します。③ イベント、レクリエーションなどの情報収集と広報を実施します。④ 市（災害対策本部）と協力して避難者の生活再建に向けた相談窓口を設置します。
給食給水部	<ul style="list-style-type: none">① 炊出しにより温かい食事や汁物の献立を工夫し、避難者の栄養管理に配慮します。② 避難者の多様な要望にこたえられるようボランティアの確保に努めます。③ 避難者の減少に伴いボランティアの再配置、引き上げ要請を行います。
応援救護部	<ul style="list-style-type: none">① 要配慮者を支援する人材を確保するとともに市（災害対策本部）と協力して適切な施設への移転を検討します。② 避難者の精神的なケアについて、市（災害対策本部）と協力して専門家による相談窓口を設置します。
安全衛生部	<ul style="list-style-type: none">① 市（災害対策本部）と協力して感染症対策など衛生管理を行います。② 市（災害対策本部）と協力して暑さや寒さなどに備えた避難所環境の改善を図るとともに空調利用のルールについて周知を図ります。③ ボランティアなどと協力して避難している児童・生徒の生活支援や学習支援を行います。

6 感染症への対応

新型コロナウイルス感染症を例として、災害が発生し避難所を開設する場合には、状況に応じた感染症対策を講ずることが必要不可欠となります。

※以下の内容は、長野県が示す「避難所運営マニュアル策定指針」をはじめ、国からの通知、NPO 法人等が公表している避難所運営における感染症対策の考え方などをもとに、現時点で必要と考えられる項目を列記したものです。

なお、感染症対策にかかる内容は最新の知見等を踏まえ随時見直しを行うものとします。

<避難所における感染症対策>

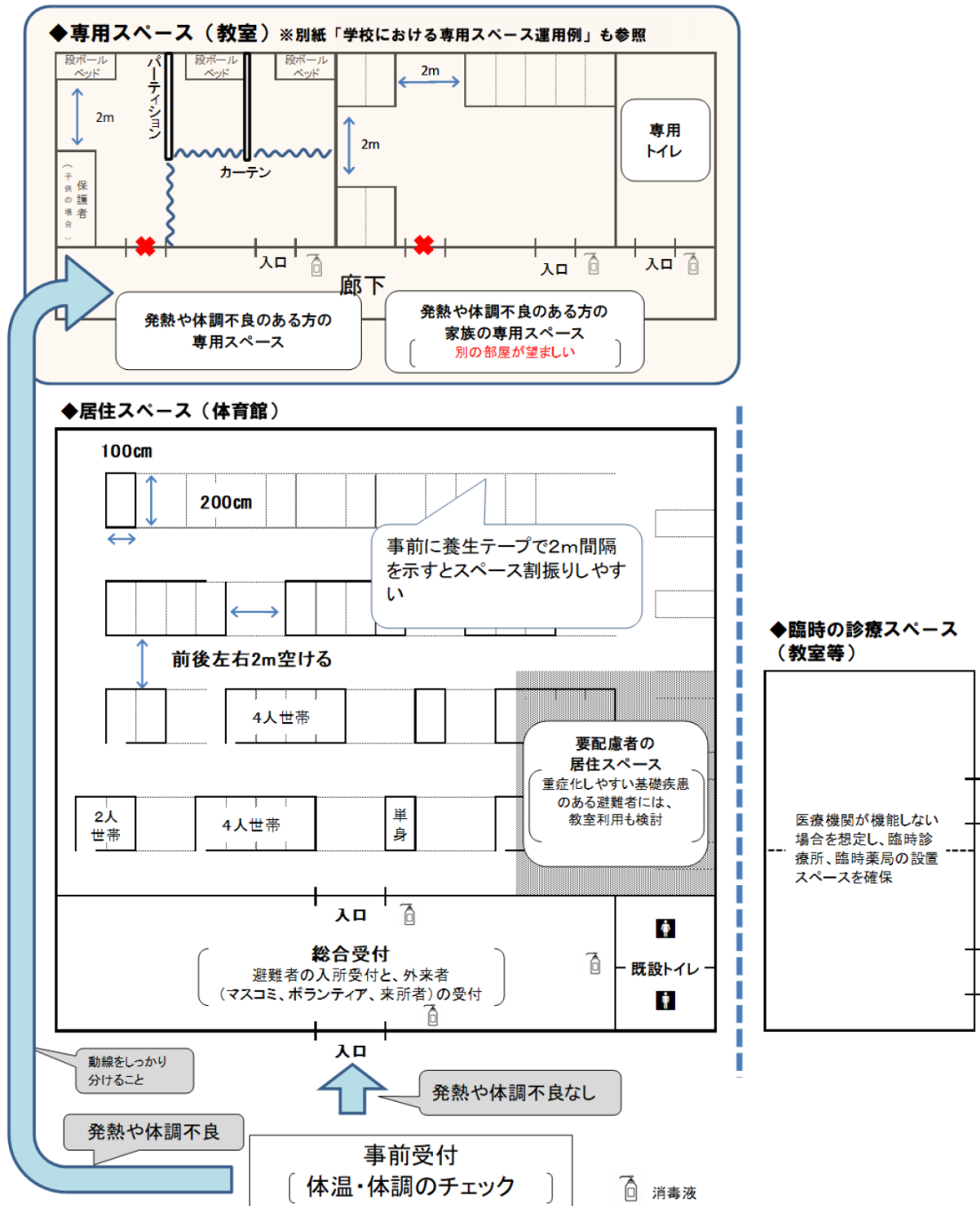
各運営部は、以下の点に留意しながら活動を行います。

部	活動の留意点
共通	<ol style="list-style-type: none">1) 飛沫感染を回避するため、感染リスクが高い高齢者と接する場合など、必要に応じマスクを着用します。2) 頻繁に石鹸と水で手洗いする（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底します。3) 避難者が感染症を発症したことがわかった場合は、運営担当職員の指示に従うとともに、他の避難者に対して冷静な行動を求めるよう広報します。4) 各運営部の感染症対策活動は、運営部間で協力して行うとともに、必要に応じ避難者の協力を得ながら行うようにします。
情報部	<ol style="list-style-type: none">1) 感染症対策にかかる避難生活のルールをまとめ、避難者に周知します。2) 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び「3つの密」の回避等呼びかけるポスター等を掲示します。3) 避難者名簿には居住スペース（滞在区画）の位置や班の情報を追加・記録しておきます。
給食給水部	<p>食料や物資等の配布を行う場合は、時間をずらして密集・密接を避けます。</p> <p>※P52<食料や物資等の配布・参考例>参照</p>

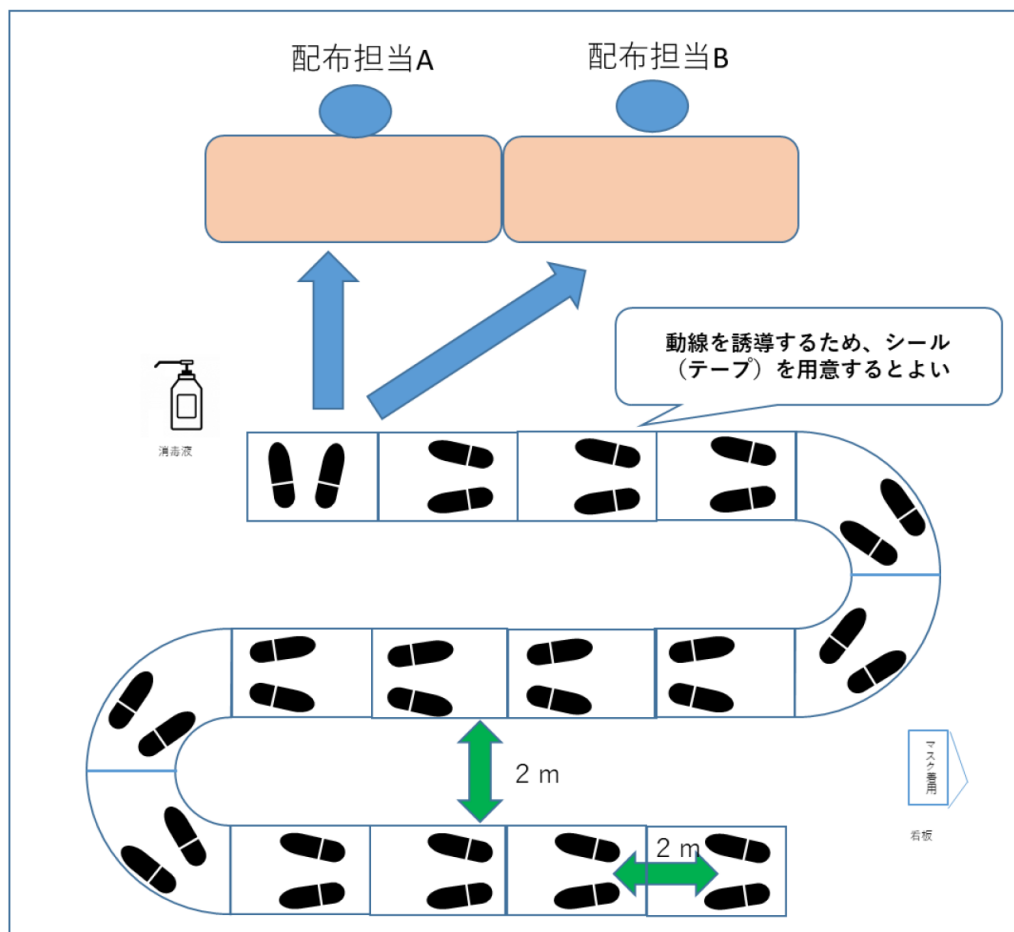
部	活動の留意点
<p>応援救護部</p>	<p>1) 定期的に避難者の検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態の確認を行います。併せて、避難所運営委員会役員や運営担当職員、施設管理者にも同様の確認を行います。</p> <p>2) 健康状態の確認の結果、発熱等がある者、感染症の疑いがある者は、別に設けた専用のスペース等に移動させるとともに、運営担当職員に報告し指示を受けます。</p> <p>3) 避難所（体育館等の施設内）以外で避難生活を送っている者（車中、テント）がいる場合には、その者の健康状態の確認も定期的に行います。特に、エコノミークラス症候群や生活不活発化病の症状に注意します。</p> <p>4) 高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化するリスクが高いため、避難者からの体調の聞き取り等の状況から必要な場合は、運営担当職員を通じて、保健師による巡回を要請するなどして、健康状態の確認を徹底することとします（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する）。</p> <p>5) 避難生活中に、発熱者等が出た場合は、運営担当職員に報告し、指示を受けます。</p>

部	活動の留意点
安全衛生部	<p>1) 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液を準備します。</p> <p>2) アルコール消毒液は、可能な限り複数設置します（避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等）。また、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させます。</p> <p>3) 避難者や運営担当職員、施設管理者の協力を得ながら、避難所内の物品及び施設等を定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。</p> <p>4) 避難所内の十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保します。 ※換気は定期的（1時間に2回程度）に行う。 ※居住スペースでは、個人（又は家族）ごとに概ね2mの距離を確保するとともに、間仕切り用パーティションやテントを活用する。 ※一人当たり（又は家族単位で）概ね4㎡の面積が確保できるように配慮する。 ※P50・51「避難所レイアウト（居住スペース）参考例」参照</p> <p>5) 避難所内においては、内履きと外履き（土足）の各エリアに分け、生活区域へは外履きで入らないようにします。</p> <p>6) 発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同スペースにしないよう努めます。やむを得ず同スペースに収容する場合は、間仕切り用パーティションや段ボール、ビニールシート等で区切るなど工夫します。</p> <p>7) 発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。</p>

【避難所（体育館）のレイアウト（例）】



物品支給のレイアウト（例）



配布担当が行うこと

- 手渡しを避けて配給（机に置き、受け取ってもらう等の工夫）
- 配給前後に机などを消毒
- マスク、手袋、エプロン等の着用
- エリア毎に案内を行うなど工夫し、密集することを緩和

閉鎖（撤収期）

1 避難者の意向調査

情報部は、市（災害対策本部）と協力して避難者の生活再建に向けた意向調査を実施します。

意向調査は、世帯ごとに次の事項を調査します。

調査項目	① 住居の見通し（住居の修理、建替え、公営住宅等への入居など）
	② 仮設住宅への入居希望
	③ 今後の生活の見通し

2 避難所の縮小

安全衛生部は、段階的に避難施設の利用スペースを縮小し、学校（教育）の再開に協力します。

3 避難所の統合

避難者の状況を踏まえ、市（災害対策本部）と協力して学校（教育）の再開等を目的に避難所の統合を行います。

- （1）避難所の統合に伴い避難所運営委員会を再編します。
- （2）情報部は、避難所の統合に伴い、新たに班編成を行い、避難者名簿を作成します。
- （3）応援救護部は、必要に応じてボランティアの支援を受け要配慮者への支援を行います。

4 避難所の閉鎖

避難所運営委員会は、避難者の状況を把握し、市（災害対策本部）と協力して避難所閉鎖に向けた準備を行います。

- （1）情報部は、避難者に向けて避難所閉鎖の広報を行います。
- （2）安全衛生部は、避難者の協力を得て、避難所の清掃を行い施設管理者に施設を引き渡します。
- （3）避難所で保管していた書類や物資等は本部へ引き継ぎます。

平常時の活動

日頃から自主防災組織リーダー研修会や各種講座、防災訓練などを通じ、防災意識の向上・知識の習得を図ります。また、避難所運営訓練などを通じて得られた経験や知見は、必要に応じて避難所運営委員会で話し合い、避難所運営マニュアルに反映します。

